

令和8年4月1日開始

自転車の交通違反に 「交通反則通告制度」 「青切符」が導入されます！



16歳以上の自転車をはじめとする軽車両の交通違反者に対し、自動車等と同様に「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。



対象となる行為は100種類以上



反則金額は原付と同一

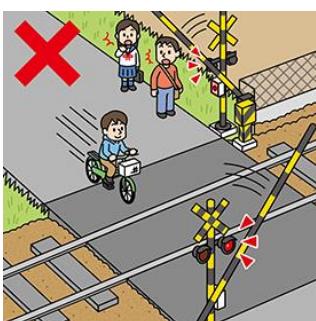
こんな違反は反則金の対象です！

ながらスマホ



反則金 12,000円

遮断踏切立入り



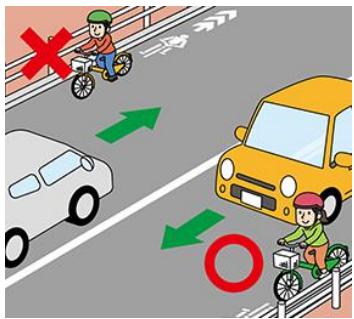
反則金 7,000円

信号無視



反則金 6,000円

通行区分違反



反則金 6,000円

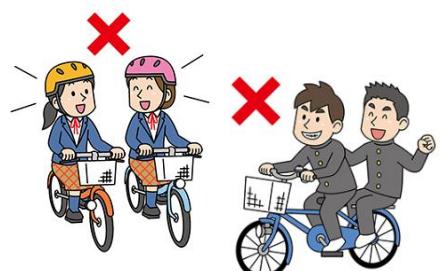
一時不停止



イヤホンの使用
(必要な音が聞こえないなどの場合)

反則金 5,000円

並進・二人乗り



反則金 3,000円

※ 飲酒運転などの悪質な違反については、これまでとおり刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。

自転車は車のなかまで。交通ルールを守り、必ずヘルメットを着用しましょう！

愛媛県警察



自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額



令和8年4月1日施行

反則行為の種類		反則金の額(円)
携帯電話使用等(保持)	※1	12,000
放置駐車違反	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	12,000
	高齢運転者等専用場所等以外	10,000
速度超過	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	11,000
	高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り		7,000
駐停車違反	25km以上30km未満	12,000
	20km以上25km未満	10,000
	15km以上20km未満	7,000
	15km未満	6,000
信号無視	高齢運転者等専用場所等	9,000
	高齢運転者等専用場所等以外	7,000
通行区分違反	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	8,000
	高齢運転者等専用場所等以外	6,000
	赤色等	6,000
	点滅	5,000
	追越し違反	
	踏切不停车等	
	交差点安全進行義務違反	6,000
	環状交差点安全進行義務違反	
	横断歩行者等妨害等	
	安全運転義務違反	
歩行者用道路違反	通行禁止違反	
	歩行者用道路徐行違反	
	歩行者等側方通過義務違反	
	急ブレーキ禁止違反	
	法定横断等禁止違反	
	路面電車後方不停车	
	優先道路通行車妨害等	
	環状交差点通行車妨害等	
	徐行場所違反	
	指定場所一時不停车等	5,000
安全地帯違反	幼児等通行妨害	
	安全地帯徐行違反	
	被側方通過車義務違反	
	通行帯違反	
	道路外出右左折合図車妨害	
	指定横断等禁止違反	
	車間距離不保持	
	進路変更禁止違反	
	追い付かれた車両の義務違反	

反則行為の種類	反則金の額(円)
乗合自動車発進妨害	
割込み等	
交差点右左折等合図車妨害	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
減光等義務違反	
合図不履行	※1
合図制限違反	※1
警音器吹鳴義務違反	※1
乗車積載方法違反	
軽車両整備不良	
自転車制動装置不良	
泥はね運転	
転落等防止措置義務違反	
転落積載物等危険防止措置義務違反	
安全不確認ドア開放等	
停止措置義務違反	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	
歩道徐行等義務違反	※2
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
軌道敷内違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	3,000
環状交差点左折等方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
制限外許可条件違反	
原付等牽引違反	
自転車道通行義務違反	※2
警音器使用制限違反	

※1 自転車が対象(自転車以外の軽車両を除く) ※2 普通自転車が対象

交通反則通告制度とは?

